別表六の二（十二）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の十二付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第11号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同第11号中

「「差引改定取得価額 $20億円\times\frac{(8)-(9)}{((8)-(9))の合計額}$ ⑽」」

を

「「差引改定取得価額 $20億円\times\frac{(8)-(9)}{((8)-(9))の合計額}$ ⑽」」に改め、同表を別表六の十二付表とする。

別表六の十二付表の表中

取得価額の合計額（別表六の二(八)付表「10」の合計）
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額

を

取得価額の合計額（別表六の二(十)付表「10」の合計）
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額

に、

工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）

を

工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得適用連結法人の(1)の合計）

に、

調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の⑩」）

を

調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「７の⑪」）

に、

平・平・（別表六の二(二十)）
平・平・（別表六の二(二十)）
平・平・（別表六の二(二十)）
平・平・（別表六の二(二十)）

を

・・付表「２の⑦」）	平・平・（別表六の二(二十四)付表「２の⑦」）
・・付表「２の⑧」）	平・平・（別表六の二(二十四)付表「２の⑧」）
・・付表「２の⑨」）	平・平・（別表六の二(二十四)付表「２の⑨」）
・・付表「２の⑩」）	平・平・（別表六の二(二十四)付表「２の⑩」）

に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除)、」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を加え、「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、同第11号中「別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」」を「別表六の二(二十四)「７」又は別表六の二(二十四)付表「２」」に改め、同表を別表六の十二付表とする。